平成30年度　「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集結果一覧

管理番号	要望事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	所管官庁	根拠法令	≪　所　管　府　省　庁　の　記　入　欄　≫			
						該当法令	制度・業務の現状	措置の概要（対応策）	所管府省庁
1	一者応札の改善及び落札コストの適正化に向けて	公サ法適用案件の実施要項は、競争性改善上のチェックポイントに基づく適格な仕様内容となっており、1社応札の改善につながるものとしてJMRAでは高く評価している。 しかしながら、2018年4月時点で公サ法が適用されている政府統計調査は、17件にとどまっており、JMRAとしては、政府統計調査の調達に対して公サ法の適用をより一層推進されたい。	政府統計調査への公サ法適用促進は、一者応札の改善や落札コストの適正化などが期待できるとともに、政府統計調査におけるPDCAが一層進むと考えられるため。	総務省	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	－	－	公的統計調査については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象事業とする余地があるものについて、当室事業選定過程において外部委託の状況や入札関係資料について確認を行い、事業主体（各行政機関）と調整を行った結果、今年度は１事業が同法の対象事業として選定されました。 今後とも、同法に基づく入札を行うことによりコスト削減効果や質の向上が見込まれる公的統計調査については、対象事業としての選定を各行政機関に促してまいります。	総務省
2	地方公共団体の調査事務における民間事業者の一層の活用について	平成30年3月に閣議決定となった第Ⅲ期基本計画（※）では、統計調査における民間事業者の一層の活用と民間事業者の創意工夫によるコスト適正化と業務効率化が掲げられている。 ただし、調達に当たっては、民間事業者側の意見を取り入れた適正な予算の確保、適正なコスト算出と官民相互の理解につながる的確な仕様書づくり、統計精度の維持の観点から民間事業者の創意工夫が評価され価格のみによらない事業者選定の仕組みが必要であり、公サ法の適用が望ましいと考えられる。 （※）公的統計の整備に関する基本的な計画	地方公共団体の調査事務において、民間事業者の持つ技術とノウハウを活かすことで、適正なコストと業務効率化の実現に期待ができるため。	総務省	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	－	－	地方公共団体が実施する調査事務の民間委託は、実施主体である各地方公共団体の判断において行われるものです。当室としては、調査事務の民間委託について、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体があれば、必要に応じ環境の整備を図って参りたいと考えております。	総務省
3	公共サービス改革の内容について	「競争の導入による公共サービスの改革」とありますが、競争の場面が入札の場面だけであるならば、公共サービスの改革につながらないと思います。 落札した業者による公共サービスの実行の場面こそ、主たる競争の対象です。しかし、競争の場面が落札の場面に限られるのであれば、それは公共サービスの改革にはならず、単に公共サービスのコスト削減でしかなくなります。 コストが削減されても公共サービスの質や量や密度が減退するならば、コストパフォーマンスの悪化にもなります。 したがって、公共サービスの実行の場面での競争ができるように、落札者を複数として、複数の事業者間での公共サービスの提供の競争が発生するようにすることと、公共サービスの提供の状態を観測して評価することを、公共サービスの利用者が実行できるための仕組みや道具や制度の整備が必要です。 公共サービスの利用者である各国民や各企業は、公共サービスの利用において自分に発生した事柄は認識できますが、他の人に発生した事はなかなか判らないので、全体として公共サービスがどのような場合にどのように提供されているのかはなかなか、利用者だけの範囲ではわかりません。 同一地域や同一産業領域に複数の落札者がいて、同時期に競争的に公共サービスを提供していて、その提供内容がインターネットやマスメディアによって周知されたり、利用者の感想などがSNSで周知されるなどの方策があれば、この課題も解決できるでしょう。 公共サービス改革は、単に入札対象業務を増やすだけに終わらないように望みます。		総務省	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	－	－	市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、競争性を確保することにより、経費を削減するとともに公共サービスの質を向上させることを目指すものです。当室は、今後とも上記理念に基づき公共サービスの質の向上及びコスト改善のため、市場化テスト対象事業の選定、当該事業の実施要項において達成すべき質を定めたうえで、その達成状況を評価及び事業の適切な実施の支援に努めてまいります。 なお、市場化テスト対象事業については、当室のホームページで各種情報を提供しておりますが、今後も一層の情報提供に努めてまいります。	総務省